

福岡県公報

令和 2 年 8 月 11 日
第 126 号

目 次

公 告

- 大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出
(中小企業振興課) …………… 1
- 大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出
(中小企業振興課) …………… 1
- 大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出
(中小企業振興課) …………… 2
- 大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出
(中小企業振興課) …………… 2
- 大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出
(中小企業振興課) …………… 3
- 大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出
(中小企業振興課) …………… 3
- 大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出
(中小企業振興課) …………… 4
- 大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出
(中小企業振興課) …………… 4
- 土地改良区連合の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) …………… 4
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) …………… 6
- 県営土地改良事業計画の決定 (農村森林整備課) …………… 6
- 県営土地改良事業計画の決定 (農村森林整備課) …………… 7
- 福岡県自動車税種別割納税通知書作成テストプリント業務委託に係

- る提案募集 (税 務 課) …………… 7
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) …………… 8

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、同法第 5 条第 1 項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から 4 月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 2 年 8 月 11 日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 届出年月日
令和 2 年 6 月 29 日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 ゆめタウン大牟田（本棟）
 - (2) 所在地 大牟田市東新町一丁目 7 番 外
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目 3 番 1 号 外 58 社	株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目 3 番 1 号 外 54 社

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、同法第 5 条第 1 項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告

する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年8月11日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和2年6月29日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめタウン大牟田(別棟)

(2) 所在地 大牟田市東新町二丁目28番 外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表者名：代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	株式会社イズミ 代表者名：代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号
株式会社積文館書店 代表者名：代表取締役 小口 聡 福岡市中央区天神二丁目8番215号	株式会社積文館書店 代表者名：代表取締役 清地 泰宏 福岡市中央区天神二丁目8番215号
株式会社ベスト電器 代表者名：代表取締役 小野 浩司 福岡市博多区千代六丁目2番33号	株式会社ベスト電器 代表者名：代表取締役 小野 浩司 福岡市博多区千代六丁目2番33号
株式会社ワッツ 代表者名：代表取締役 平岡 史生 大阪府大阪市中央区城見一丁目4番70号 住友生命OBPプラザホテル	株式会社ワッツ 代表者名：代表取締役 平岡 史生 大阪府大阪市中央区城見一丁目4番70号 住友生命OBPプラザホテル
日本トイザラス株式会社 代表者名：代表取締役 ディーター・ハーベル 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番地	日本トイザラス株式会社 代表者名：代表取締役 アンドレ・アーチール・ジェイブス 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番地

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後

株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外8社	株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外8社
------------------------------------------------------	------------------------------------------------------

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年8月11日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和2年6月29日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめタウン行橋

(2) 所在地 行橋市西宮市三丁目125番 1 外

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外67社	株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外64社

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり

公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年8月11日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和2年6月29日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめタウン大川

(2) 所在地 大川市大字上巻宇野口430-1外

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外26社	株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外26社

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年8月11日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和2年6月29日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめタウン久留米

(2) 所在地 久留米市新合川一丁目39番地 外

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外117社	株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外118社

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年8月11日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和2年6月29日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめタウン遠賀

(2) 所在地 遠賀郡遠賀町松の本一丁目1番1号

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外17社	株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外16社

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年8月11日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和2年6月29日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめマート新宮

(2) 所在地 糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目18-1

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表者名：代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	株式会社イズミ 代表者名：代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号
	株式会社大分からあげ 代表者名：代表取締役 川邊 哲也 大分県大分市下群北一丁目127番

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年8月11日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和2年6月29日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめマートうきは

(2) 所在地 うきは市吉井町千年字町地157番 外

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外4社	株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外4社

公告

筑後川下流土地改良区連合から役員就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和2年8月11日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
川島 正弘	久留米市荒木町下荒木232番地1
山浦 惣次郎	久留米市城島町江上本1387番地

吉 山 正 利	久留米市大善寺町宮本1033番地 5
鶴 岡 藤 記	三潞郡大木町大字上牟田口517番地
中 村 征 一	筑後市大字蔵数305番地 3
今 村 保 則	みやま市瀬高町下庄219番地 1
緒 方 岩 美	久留米市荒木町荒木367番地 1
内 田 英 夫	久留米市大善寺町宮本1136番地 1
今 村 勝	久留米市城島町橋津1439番地 8
古 賀 平	久留米市三潞町草場165番地 4
田 中 瑞 廣	筑後市大字江口744番地
椛 島 練 二	柳川市南浜武422番地 1
久 保 泰 道	柳川市三橋町百町205番地 1
鬼 丸 岳 城	みやま市瀬高町文廣1165番地
金 子 健 次	柳川市三橋町磯鳥295番地 1
西 田 正 治	筑後市大字前津861番地27
倉 重 良 一	大川市大字酒見523番地 4 (セントパール大川701号)

2 退任監事

氏 名	住 所
高 崎 登美雄	柳川市間864番地 2
石 川 潤 一	三潞郡大木町大字大角1381番地 8

境 公 雄	三潞郡大木町大字横溝2976番地 1
大 坪 久 馬	大川市大字鐘ヶ江448番地
石 橋 直 美	大川市大字向島526番地

3 就任理事

氏 名	住 所
緒 方 岩 美	久留米市荒木町荒木367番地 1
内 田 英 夫	久留米市大善寺町宮本1136番地 1
今 村 勝	久留米市城島町橋津1439番地 8
古 賀 平	久留米市三潞町草場165番地 4
坂 本 好 教	筑後市大字折地725番地
椛 島 練 二	柳川市南浜武422番地 1
久 保 泰 道	柳川市三橋町百町205番地 1
鬼 丸 岳 城	みやま市瀬高町文廣1165番地
金 子 健 次	柳川市三橋町磯鳥295番地 1
西 田 正 治	筑後市大字前津861番地27
倉 重 良 一	大川市大字酒見523番地 4 (セントパール大川701号)

4 就任監事

氏 名	住 所

境 公 雄	三潞郡大木町大字横溝2976番地 1
大 坪 久 馬	大川市大字鐘ヶ江448番地
石 橋 直 美	大川市大字向島526番地

公告

椎田干拓土地改良区から役員の就退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和2年8月11日

福岡県知事 小 川 洋

1 退任理事

氏 名	住 所
田 中 祐 輔	築上郡築上町大字湊1382番地 2
山 口 弥 生	築上郡築上町大字湊1369番地
鐘ヶ江 和 馬	築上郡築上町大字湊1370番地
吉 原 秀 嘉	築上郡築上町大字湊1372番地
平 野 力 範	築上郡築上町大字坂本117番地 1
平 野 新 一	築上郡築上町大字上り松927番地 4

2 退任監事

氏 名	住 所
木 本 昌 廣	築上郡築上町大字湊299番地

北 代 雄 治	築上郡築上町大字越路1217番地 1
---------	--------------------

3 就任理事

氏 名	住 所
今 村 辰 彦	築上郡築上町大字湊1356番地
堤 功	築上郡築上町大字湊1374番地
田 中 伊 治	築上郡築上町大字湊1365番地
與 田 洋 一	築上郡築上町大字湊1371番地
荒 石 隆 一	築上郡築上町大字上ノ河内961番地
進 隆 志	築上郡築上町大字日奈古954番地 3

4 就任監事

氏 名	住 所
池 田 壽 佐 夫	築上郡築上町大字湊1090番地 3
福 田 記 久	築上郡築上町大字湊392番地 1

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和2年8月11日

福岡県知事 小 川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
----------	------	------

県営塘ヶ谷・平原表地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	令和 2 年 8 月 11 日から 令和 2 年 9 月 8 日まで	宗像市役所
-----------------------------------	---------------------------------------	-------

公告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和 2 年 8 月 11 日

福岡県知事 小 川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営御手水地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	令和 2 年 8 月 11 日から 令和 2 年 9 月 8 日まで	宗像市役所

公告

次のとおり福岡県自動車税種別割納税通知書作成テストプリント業務委託に係る提案を募集します。

令和 2 年 8 月 11 日

福岡県知事 小 川 洋

1 提案の内容

福岡県自動車税種別割納税通知書作成テストプリント業務委託に係る提案（詳細は、「福岡県自動車税種別割納税通知書作成テストプリント業務委託に伴う企画提案競技実施要領（以下「企画提案競技実施要領」という。）」によるほか、説明会を開催する。）

2 提案資格

次に掲げる要件の全てを満たしていることを条件とする。

- (1) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (2) 県内に本社又は事業所を有する者であること。

- (3) 福岡県暴力団排除条例（平成 21 年福岡県条例第 59 号）に基づく暴力団員及び暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 手続等

- (1) 事務を担当する部局の名称

福岡県総務部税務課直税第二係

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

電話番号 092-643-3067

- (2) 企画提案競技実施要領の交付

ア 期間

この公告の日から令和 2 年 10 月 2 日（金）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第 23 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

イ 場所

(1) の部局とする。

ウ 方法

無料で直接交付する。

- (3) 説明会

ア 日時

令和 2 年 9 月 10 日（木）午後 2 時 00 分から午後 3 時 30 分まで

イ 場所

〒812-8542

福岡市博多区博多駅東一丁目 17 番 1 号

福岡東総合庁舎 3 階第 3 会議室

ウ その他

出席者は 1 社につき 3 名までとする。事前予約は不要

- (4) 提案書の提出

ア 期限

令和 2 年 10 月 2 日（金）午後 5 時 00 分まで

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

直接持参すること（ただし、県の休日には受領しない。）。

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年8月11日

福岡県知事 小 川 洋

土地改良区名	認可年月日
飯塚市八木山地区土地改良区	令和2年7月30日